

参考資料 1-2

新旧対照表

新	旧
厚木市個人情報保護条例の一部改正（第1条関係） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u> (3) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u> (4)～(13) 略 （取扱いの制限） 第7条 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ厚木市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。	厚木市個人情報保護条例の一部改正（第1条関係） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 (2)～(8) 略 （取扱いの制限） 第7条 実施機関は、<u>次に掲げる事項に関する個人情報</u>を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ厚木市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務等の登録)

第8条 略

2 実施機関は、個人情報ファイル(本人の数が実施機関が定める数未満のものを除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を前項の個人情報取扱事務登録簿と併せて備えなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 要配慮個人情報が含まれるときは、その理由

(7) 略

3～6 略

(オンライン結合による提供)

第12条 略

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

3及び4 略

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 社会的差別の原因となる事項

(個人情報取扱事務等の登録)

第8条 略

2 実施機関は、個人情報ファイル(本人の数が実施機関が定める数未満のものを除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を前項の個人情報取扱事務登録簿と併せて備えなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 前条各号に掲げる個人情報が含まれるときは、その理由

(7) 略

3～6 略

(オンライン結合による提供)

第12条 略

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3及び4 略

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む

個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの(開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(7) 略

(保有個人情報の一部開示)

第19条 略

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号に規定する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 略

厚木市情報公開条例の一部改正 (第2条関係)
(行政文書の公開義務)

個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの(開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(7) 略

(保有個人情報の一部開示)

第19条 略

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号に規定する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 略

厚木市情報公開条例の一部改正 (第2条関係)
(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(6) 略

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(6) 略